

主な備蓄物資一覧

品名	備蓄数量	備考	品名	備蓄数量	備考
乾パン	143,232食	保存年限5年	カーペット	5,495枚	
アルファ化米	133,800食	保存年限5年	発電機	214台	
おかゆ	5,561食	缶・パック	大型炊飯バーナー	10台	
粉乳	2,742缶	保存年限 18月	小型炊飯バーナー	73台	
粉乳(アレルギー対応)	132缶	保存年限 18月	トイレ	マンホール 405基 組立 161基	
保存飲料水 (1.5㍑)	2,224本	保存年限5年	水槽 (1&2トン)	84台/27台	組立式・輸送用
毛布	51,641枚	圧縮パック	ポリタンク (20 リットル)	3,024個	
タオル	89,577枚		アルコール燃料	540個	600グラム缶入
哺乳瓶	1,420本		医薬品セット	38組	500人用/組
石けん	32,220個		医療資材	15組	
リヤカー	73台		ポリ袋	63,500袋	

*注釈1 上記の備蓄数量は、南千住倉庫を除いた備蓄数量の総数である。

*注釈2 南千住倉庫には、上記とは別に、災害救助法適用時に近隣区とともに配付を受ける下記の物資がある。

(備蓄物資：毛布66,500、カーペット90,765、キャンドル14,467)

ミニ備蓄倉庫「小中学校等40カ所収納品」(1カ所あたり)

品名	備蓄数量	備考	品名	備蓄数量	備考
※乾パン	2,688食	保存年限5年	毛布	830枚	
※アルファ化米	1,350食	保存年限5年	※組立式簡易トイレ	3台	
※粉乳	60缶	保存年限 18月	※マンホールトイレ	避難所の規模 に合せ0から 48基	
※保存飲料水 (1.5㍑)	60本	保存年限5年	プロパンガスコンロ	2台	
※哺乳瓶	40本		※折畳式リヤカー	2台	300kg積
※おかゆ	100食		日常医薬品セット	1組	
折畳みポリタンク	30個		※スコップ	5本	
組立式ベッド	14基		※バール	5本	
間仕切り板	10組		※手斧	5本	
※車椅子	3台		※ヘルメット	5個	
※ラジオ付ライト	3台		※大人用オムツ	170枚	
※トイレットペーパー	200巻		※生理用品	1,008枚	
※ウエットティッシュ	96個		※生理用ショーツ	180枚	
※炊飯バーナー	1式		※乾電池	単一21個 単 三14個	

*注釈 南千住清掃車庫においては、※の品名を備蓄

(区のホームページから)

戦争法廃止…2000万署名にご協力を 全国1200万人(5/3現在)の署名が集まっています

戦争させない・9条壊すな！総がかり実行委員会は、戦争法廃止に向け6月末をめざし引き続き2000万をめざして署名の取り組みを呼びかけています。

請願事項は、①戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください②立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください…です。

署名用紙は、総がかり実行委員会のホームページ (<http://sogakari.com>) からもダウンロードできます。また横山幸次区議事務所にも置いてありますのでお問い合わせ下さい。

また署名用紙の投函ポストを横山事務所に設置しました。

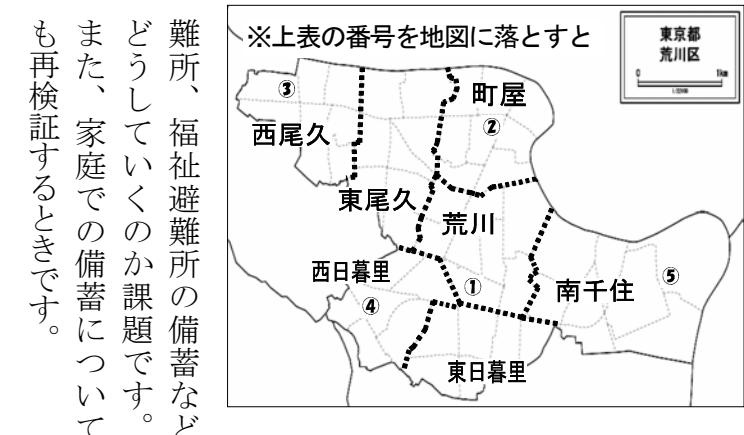
みなさんの引き継ぐご協力を
お願いします。



荒川区の災害時備蓄物資状況… 避難所への配布は？各家庭備蓄は？

多くの方が住宅、食料、飲料水を含め生活手段を失うことになります。そのため、荒川区は、最低3日分の生活物資などの備蓄を区内5カ所の生活物資蓄倉庫と小中学校など40カ所の備蓄倉庫とミニ備蓄倉庫に保管しています（左表・区の備蓄一覧）。熊本地震では、物資はあって届かない、避難所以外の方に物資が届かないなど多くの課題が見えてきました。しかしこれらは決して熊本だけの問題ではありません。荒川だ

荒川区の備蓄倉庫一覧		
	名称	所在地
①	荒川防災備蓄倉庫	荒川三丁目3番3号
②	町屋備蓄倉庫	町屋三丁目27番10号
③	尾久備蓄倉庫	西尾久八丁目10番5号
④	日暮里備蓄倉庫	西日暮里五丁目38番2号
⑤	汐入公園防災備蓄倉庫	南千住八丁目13番2号



来年度から住民税も事業所徴収を徹底

中小零細の事業所は、専任の経理担当者がいない、従業員の出入りが多いなど特別徴収に消極的だったのを自治体も認めてきました。しかし、来年度から事業主が徴収を怠ると事業主への滞納処分が発生します。東京都は、来年度から住民税の滞納抑制のために所得税の源泉徴収と同じように「事業主が従業員の住民税を給与天引きして一括納入すること」を徹底しようとしています。65歳以上の方はすでに年金天引きですが、小規模事業所で働く区民のうち約3万人が新たに特別徴収になります。中小零細事業所の事務作業への影響も懸念されます。マイナンバー制度と合わせて、アルバイト・副業も含め完全に庶民の所得・納税が管理されそうです。税金納付は必要なことですが、給与が上がらず生活費に食い込む重たい税金、医療・年金保険料は、深刻です。中小零細企業に勤め、やむなく滞納して納付書で分割納付している方(5,000人以上)にも配慮が必要です。

当面、普通徴収を認める場合

- ①総従業員が2名以下
- ②他の事業所で特別徴収
- ③給与が少なく天引きできない
- ④給与支払いが不定期
- ⑤事業専従者(個人事業主)
- ⑥退職者又は、退職予定者